



宮 崎 県 公 報

令和元年10月1日(火曜日)号外 第16号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1	頁
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (“) 3	
○宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 7	
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 8	

告 示

○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部を改正する告示…………… (財政課) 42
○証明手数料徴収規則別表6県税等に関する証明の項単位の欄の別に定める1件の計算の基準の一部を改正する告示…………… (税務課) 42
訓 令
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 43
○宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令…………… (“) 44

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第14号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
県税・総務事務所長	1～5 [略]	県税・総務事務所長	1～5 [略] <u>6 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による次の事務</u> <u>(1) 第8条の規定による賦課徴収に関すること。</u> <u>(2) 第11条第1項の規定による還付に関すること。</u> <u>(3) 第11条第2項の規定による還付に関すること。</u> <u>(4) 第13条第1項の規定による延滞金等の計算に関すること。</u> <u>(5) 第13条第2項の規定による還付加算金の計算に関すること。</u> <u>(6) 第14条第1項の規定による充当に関すること。</u> <u>(7) 第14条第2項の規定による納付の委託に関すること。</u> <u>(8) 第14条第3項の規定による納付の委託に関すること。</u> <u>(9) 第14条第5項の規定による通知に関する</u>

			<p>こと。</p> <p>7 地方税法(昭和25年法律第226号)による次の事務</p> <p>(1) 附則第29条の9第1項の規定による賦課徴収に関すること。</p> <p>(2) 附則第29条の10第1項の規定による減免に関すること。</p> <p>(3) 附則第29条の13の規定による還付に関すること。</p>
西臼杵支庁長	<p>1～19の14 [略]</p> <p>19の15及び19の16 削除</p> <p>19の17 農家負担軽減支援特別資金融通措置要綱(平成7年4月1日付け7農経A第299号農林水産事務次官依命通達)による次の事務</p> <p>(1) 第3の3の規定による利子補給の諾否の決定に関すること。</p> <p>(2) 第4の2の(2)の規定による農業経営改善推進計画の審査及び承認に関すること。</p> <p>(3) 第4の3の規定による農業経営改善推進計画の承認の取消しに関すること。</p> <p>(4) 第4の4の(3)の規定による農業経営改善推進計画の達成指導に関すること。</p> <p>19の18～36の8 [略]</p> <p>37～66 [略]</p>	西臼杵支庁長	<p>1～19の14 [略]</p> <p>19の15から19の17まで 削除</p> <p>19の18～36の8 [略]</p> <p>36の9 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第4条第2項の規定による変更又は廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第9条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第9条第3項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 附則第2条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 附則第2条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 附則第2条第3項の規定による届出の催告に関すること。</p> <p>37～66 [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
農林振興局長	<p>1～2の20 [略]</p> <p>2の21及び2の22 削除</p> <p>2の23 農家負担軽減支援特別資金融通措置要綱による次の事務</p> <p>(1) 第3の3の規定による利子補給の諾否の決定に関すること。</p> <p>(2) 第4の2の(2)の規定による農業経営改善推進計画の審査及び承認に関すること。</p> <p>(3) 第4の3の規定による農業経営改善推進計画の承認の取消しに関すること。</p> <p>(4) 第4の4の(3)の規定による農業経営改善推進計画の達成指導に関すること。</p> <p>2の24～4の6 [略]</p>	農林振興局長	<p>1～2の20 [略]</p> <p>2の21から2の23まで 削除</p> <p>2の24～4の6 [略]</p>

<p>5～25 [略]</p>	<p>4の7 農業用ため池の管理及び保全に関する法律による次の事務 <u>(1) 第4条第1項の規定による届出の受理に関すること。</u> <u>(2) 第4条第2項の規定による変更又は廃止の届出の受理に関すること。</u> <u>(3) 第9条第1項の規定による届出の受理に関すること。</u> <u>(4) 第9条第3項の規定による届出の受理に関すること。</u> <u>(5) 附則第2条第1項の規定による届出の受理に関すること。</u> <u>(6) 附則第2条第2項の規定による届出の受理に関すること。</u> <u>(7) 附則第2条第3項の規定による届出の催告に関すること。</u> 5～25 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p>	<p>付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p>
<p>1～3 [略] 4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月1日定め)に基づく補助金のうち、宮崎オリジナル水田フル活用支援事業、需要に応える宮崎米生産体制整備事業、水田高度利用産地育成支援事業、木質バイオマス利用効率化支援事業、優良種苗安定供給県域ネットワーク体制構築事業、ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業、新たに挑む!さとも日本一産地構築事業、施設園芸高生産技術推進事業、世界に羽ばたけ「みやざきの花」グローバル化推進事業、気候変動に負けない「みやざきの花」安定生産支援事業、伸ばせ「みやざきの花」産地拡大支援事業、未来をひらく新果樹産地クリエイション事業、革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業、集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業、次世代果樹ブランド産地育成支援事業、「みやざき茶」チャレンジ産地支援事業、新たなビジネスを掴む!「新・みやざき茶」産地化推進事業、需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業及び日本一の県産焼酎を支える原料用かんしょ生産拡大支援事業に係る補助金 5 [略] 6 宮崎県自作農維持資金利子助成金交付要綱(平成7年4月3日定め)に基づく利子助成金 7～16 [略] 17 鳥獣保護区等周辺被害防止事業補助金交付要綱(平成28年4月1日定め)に基づく補助金 18～35 [略]</p>	<p>1～3 [略] 4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月1日定め)に基づく補助金のうち、<u>スマート農業による働き方改革産地実証事業</u>、宮崎オリジナル水田フル活用支援事業、需要に応える宮崎米生産体制整備事業、水田高度利用産地育成支援事業、木質バイオマス利用効率化支援事業、優良種苗安定供給県域ネットワーク体制構築事業、ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業、新たに挑む!さとも日本一産地構築事業、施設園芸高生産技術推進事業、世界に羽ばたけ「みやざきの花」グローバル化推進事業、気候変動に負けない「みやざきの花」安定生産支援事業、伸ばせ「みやざきの花」産地拡大支援事業、未来をひらく新果樹産地クリエイション事業、革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業、集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業、次世代果樹ブランド産地育成支援事業、「みやざき茶」チャレンジ産地支援事業、新たなビジネスを掴む!「新・みやざき茶」産地化推進事業、需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業及び日本一の県産焼酎を支える原料用かんしょ生産拡大支援事業に係る補助金 5 [略] 6～15 [略] 16 鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金交付要綱(平成31年4月1日定め)に基づく補助金 17～34 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(税務課)</p> <p>第15条 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県税及び地方法人特別税に係る総合企画及び指導に関する こと。</p> <p>(2) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の収入企画に関する こと。</p> <p>(3) 県税及び地方法人特別税に係る電算事務その他県税事務の 能率化に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 県税及び地方法人特別税の課税地の指定及び分割法人に係 る申告納付事務所の指定に関すること。</p> <p>(6) 県税及び地方法人特別税の過料の賦課に関すること。</p> <p>(7) 県税及び地方法人特別税に係る犯則の取締りに関すること 。</p> <p>(8) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金に関する処分に係る 不服申立てに関すること。</p> <p>(9) 県税及び地方法人特別税に係る統計及び広報に関すること 。</p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第89条 県税・総務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の賦課徴収に関する こと。</p> <p>(2) 県税及び地方法人特別税に係る過料の徴収に関すること。</p> <p>(3) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金及び過料の督促及び 滞納処分に関すること。</p> <p>(4) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の決算及び欠損の整 理に関すること。</p> <p>(5) 県税及び地方法人特別税に関する証明及び証明手数料の徴 収に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 県税及び地方法人特別税に係る犯則の取締りに関すること 。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 県税及び地方法人特別税の電算システムの運営及び管理に 関すること。</p> <p>(10) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金及び税外収入金に関 する処分についての不服申立てに関すること。</p> <p>(11)~(25) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第91条 前条に規定する宮崎県税・総務事務所の各課の分掌事務は</p>	<p>(税務課)</p> <p>第15条 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県税、<u>地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の 環境性能割</u>に係る総合企画及び指導に関すること。</p> <p>(2) 県税、<u>地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の 環境性能割</u>に係る徴収金の収入企画に関すること。</p> <p>(3) 県税、<u>地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の 環境性能割</u>に係る電算事務その他県税事務の能率化に関するこ と。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 県税、<u>地方法人特別税及び特別法人事業税</u>の課税地の指定 及び分割法人に係る申告納付事務所の指定に関すること。</p> <p>(6) 県税、<u>地方法人特別税及び特別法人事業税</u>の過料の賦課に 関すること。</p> <p>(7) 県税、<u>地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の 環境性能割</u>に係る犯則の取締りに関すること。</p> <p>(8) 県税、<u>地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の 環境性能割</u>に係る徴収金に関する処分に係る不服申立てに関す ること。</p> <p>(9) 県税、<u>地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の 環境性能割</u>に係る統計及び広報に関すること。</p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第89条 県税・総務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県税、<u>地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の 環境性能割</u>に係る徴収金の賦課徴収に関すること。</p> <p>(2) 県税、<u>地方法人特別税及び特別法人事業税</u>に係る過料の徴 収に関すること。</p> <p>(3) 県税、<u>地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の 環境性能割</u>に係る徴収金の督促及び滞納処分に関すること。</p> <p>(4) 県税、<u>地方法人特別税及び特別法人事業税</u>に係る過料の督 促及び滞納処分に関すること。</p> <p>(5) 県税、<u>地方法人特別税及び特別法人事業税</u>に係る徴収金の 決算に関すること。</p> <p>(6) 県税、<u>地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の 環境性能割</u>に係る徴収金の欠損の整理に関すること。</p> <p>(7) 県税、<u>地方法人特別税及び特別法人事業税</u>に関する証明及 び証明手数料の徴収に関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 県税、<u>地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の 環境性能割</u>に係る犯則の取締りに関すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 県税、<u>地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の 環境性能割</u>の電算システムの運営及び管理に関すること。</p> <p>(12) 県税、<u>地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の 環境性能割</u>に係る徴収金及び税外収入金に関する処分について の不服申立てに関すること。</p> <p>(13)~(27) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第91条 前条に規定する宮崎県税・総務事務所の各課の分掌事務は</p>

、次のとおりとする。

管理課

- (1) [略]
- (2) 県税及び地方法人特別税の周知宣伝に関すること。
- (3) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金及び過料の督促に関すること。
- (4) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の収納に関すること。
- (5) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の決算に関すること。
- (6) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の還付又は充当に関すること。
- (7) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の欠損の整理に関すること。
- (8) 県税及び地方法人特別税に関する証明及び証明手数料の徴収に関すること。
- (9) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金及び税外収入金に関する処分(賦課徴収に関する部分を除く。)についての不服申立てに関すること。
- (10) 県税及び地方法人特別税の電算システムの運営及び管理に関すること。

(11)～(13) [略]

納税第一課及び納税第二課

- (1) [略]
- (2) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金及び過料の徴収及び滞納処分に関すること。
- (3) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の減免に関すること。
- (4)・(5) [略]
- (6) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金及び滞納処分の依頼を受けた税外収入金の徴収及び滞納処分についての不服申立てに関すること。

課税第一課及び課税第二課

- (1) 県民税、事業税、不動産取得税、自動車税(証紙徴収の方法によって徴収する自動車税(以下「証紙徴収自動車税」という。)を除く。)、鉾区税、固定資産税及び狩猟税(以下「県民税等」という。)並びに地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税(以下「地方消費税等」という。)に係る課税標準の調査に関すること。
- (2) [略]
- (3) 県民税等(不動産取得税、鉾区税及び固定資産税を除く

、次のとおりとする。

管理課

- (1) [略]
- (2) 県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割の周知宣伝に関すること。
- (3) 県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の督促に関すること。
- (4) 県税、地方法人特別税及び特別法人事業税に係る過料の督促に関すること。
- (5) 県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の収納に関すること。
- (6) 県税、地方法人特別税及び特別法人事業税に係る徴収金の決算に関すること。
- (7) 県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の還付又は充当に関すること。
- (8) 県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の欠損の整理に関すること。
- (9) 県税、地方法人特別税及び特別法人事業税に関する証明及び証明手数料の徴収に関すること。
- (10) 県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金及び税外収入金に関する処分(賦課徴収に関する部分を除く。)についての不服申立てに関すること。
- (11) 県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割の電算システムの運営及び管理に関すること。

(12)～(14) [略]

納税第一課及び納税第二課

- (1) [略]
- (2) 県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
- (3) 県税、地方法人特別税及び特別法人事業税に係る過料の徴収及び滞納処分に関すること。
- (4) 県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の減免に関すること。
- (5)・(6) [略]
- (7) 県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金及び滞納処分の依頼を受けた税外収入金の徴収及び滞納処分についての不服申立てに関すること。

課税第一課及び課税第二課

- (1) 県民税、事業税、不動産取得税、自動車税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第8節に規定する自動車税をい、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税(以下「証紙徴収自動車税」という。)を除く。)、自動車税の種別割(証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割(以下「証紙徴収自動車税の種別割」という。)を除く。)、鉾区税、固定資産税及び狩猟税(以下「県民税等」という。)並びに地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税(以下「地方消費税等」という。)に係る課税標準の調査に関すること。
- (2) [略]
- (3) 県民税等(不動産取得税、鉾区税及び固定資産税を除く

。)、地方消費税等及び地方法人特別税に係る更正及び決定に関すること。

(4) 県民税等、地方消費税等及び地方法人特別税に係る賦課に関すること。

(5) 県民税(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)、事業税(法人の事業税に限る。)、地方消費税等及び地方法人特別税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関すること。

(6)~(8) [略]

(9) 県民税等(狩猟税を除く。)、地方消費税等(産業廃棄物税を除く。)及び地方法人特別税に係る犯則の取締りに関すること。

(10) 県民税等、地方消費税等及び地方法人特別税に係る賦課に関する不服申立てに関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、県民税等、地方消費税等及び地方法人特別税の課税に関すること。

課税第三課

(1) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の収納に関すること。

(2) 県税及び地方法人特別税に関する証明及び証明手数料の徴収に関すること。

(3) 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る課税標準の調査に関すること。

(4) 自動車取得税に係る更正及び決定に関すること。

(5) 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る賦課に関すること。

(6) 自動車取得税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金に関すること。

(7) 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る犯則の取締りに関すること。

(8) 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る不服申立てに関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、証紙徴収自動車税及び自動車取得税の課税に関すること。

2 前条に規定する日南県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

課税課

(1) 前項において課税第一課及び課税第二課の分掌事務として掲げられた事務のうち次に掲げるもの以外の事務

ア [略]

イ 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る事務

ウ [略]

[略]

3 前条に規定する都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

。)、地方消費税等、地方法人特別税及び特別法人事業税に係る更正及び決定に関すること。

(4) 県民税等、地方消費税等、地方法人特別税及び特別法人事業税に係る賦課に関すること。

(5) 県民税(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)、事業税(法人の事業税に限る。)、地方消費税等、地方法人特別税及び特別法人事業税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関すること。

(6)~(8) [略]

(9) 県民税等(狩猟税を除く。)、地方消費税等(産業廃棄物税を除く。)、地方法人特別税及び特別法人事業税に係る犯則の取締りに関すること。

(10) 県民税等、地方消費税等、地方法人特別税及び特別法人事業税に係る賦課に関する不服申立てに関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、県民税等、地方消費税等、地方法人特別税及び特別法人事業税の課税に関すること。

課税第三課

(1) 県税、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の収納に関すること。

(2) 県税、地方法人特別税及び特別法人事業税に関する証明及び証明手数料の徴収に関すること。

(3) 証紙徴収自動車税、証紙徴収自動車税の種別割、自動車取得税、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割に係る課税標準の調査に関すること。

(4) 自動車取得税、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割に係る更正及び決定に関すること。

(5) 証紙徴収自動車税、証紙徴収自動車税の種別割、自動車取得税、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割に係る賦課に関すること。

(6) 自動車取得税、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金に関すること。

(7) 証紙徴収自動車税、証紙徴収自動車税の種別割、自動車取得税、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割に係る犯則の取締りに関すること。

(8) 証紙徴収自動車税、証紙徴収自動車税の種別割、自動車取得税、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割に係る不服申立てに関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、証紙徴収自動車税、証紙徴収自動車税の種別割、自動車取得税、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の課税に関すること。

2 前条に規定する日南県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

課税課

(1) 前項において課税第一課及び課税第二課の分掌事務として掲げられた事務のうち次に掲げるもの以外の事務

ア [略]

イ [略]

[略]

3 前条に規定する都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

課税課

(1) 第1項において課税第一課及び課税第二課の分掌事務として掲げられた事務のうち次に掲げるもの以外の事務

ア [略]

イ 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る事務

ウ [略]

[略]

4 前条に規定する小林県税・総務事務所、高鍋県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

課税課

(1) 第1項において課税第一課及び課税第二課の分掌事務として掲げられた事務のうち次に掲げるもの以外の事務

ア [略]

イ 証紙徴収自動車税及び自動車取得税に係る事務

ウ [略]

[略]

(名称等)

第262条 法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
[略]		
宮崎県固定資産評価審議会	地方税法(昭和25年法律第226号)第388条第1項の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第419条第1項の規定による固定資産の評価等に関する勧告並びにその他固定資産の評価に関する事務	[略]
[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第16号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(出納員への委任)</p> <p>第5条 会計管理者は、次の各号に掲げる出納員に対して当該各号に掲げる会計事務を委任する。</p> <p>(1)～(4)の2 [略]</p> <p>(5) 宮崎県税・総務事務所以外の県税・総務事務所の納税管理課長(都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所においては、管理課長)である出納員 当該県税・総務事務所に属する第4号アからキまでに掲げる事務並びに県税に係る徴収金の収納、地方法人特別税に係る徴収金の受入れ並びに収入証紙の 出納及び保管を行うこと。</p> <p>(5)の2 宮崎県税・総務事務所の管理課長である出納員 宮崎</p>	<p>(出納員への委任)</p> <p>第5条 会計管理者は、次の各号に掲げる出納員に対して当該各号に掲げる会計事務を委任する。</p> <p>(1)～(4)の2 [略]</p> <p>(5) 県税・総務事務所の納税管理課長(宮崎県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所においては、管理課長)である出納員 当該県税・総務事務所に属する第4号アからキまでに掲げる事務並びに県税に係る徴収金の収納、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の受入れ並びに収入証紙の出納及び保管に関する こと。</p>

県税・総務事務所に属する第4号アからキまでに掲げる事務並びに県税に係る徴収金の収納、地方法人特別税に係る徴収金の受入れ並びに収入証紙の出納及び保管に関すること。

(5)の3～(7) [略]

(整理区分)

第141条 前条の歳入歳出外現金及び保管有価証券は、次の区分によって整理しなければならない。

(1) [略]

(2) 保管金

ア～エ [略]

オ 地方法人特別税に係る徴収金

(3)～(5) [略]

2 [略]

別表第3 (第7条関係)

[略]		
県税・総務事務所 の出納員	[略]	1 県税に係る徴収金及び依頼を受けた県税外収入金の収納並びに地方法人特別税に係る徴収金の受入れに関すること。
		2 [略]
[略]		

(5)の2～(7) [略]

(整理区分)

第141条 前条の歳入歳出外現金及び保管有価証券は、次の区分によって整理しなければならない。

(1) [略]

(2) 保管金

ア～エ [略]

オ 地方法人特別税及び特別法人事業税に係る徴収金

カ 軽自動車税の環境性能割に係る徴収金

(3)～(5) [略]

2 [略]

別表第3 (第7条関係)

[略]		
県税・総務事務所 の出納員	[略]	1 県税に係る徴収金及び依頼を受けた県税外収入金の収納並びに地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の受入れに関すること。
		2 [略]
[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第17号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節～第4節 [略]	第1節～第4節 [略]
第5節 <u>ゴルフ場利用税(第57条～第62条)</u>	第5節 <u>ゴルフ場利用税(第57条～第69条)</u>
第6節 <u>自動車取得税(第63条～第69条)</u>	第6節 <u>軽油引取税(第70条～第80条の4)</u>
第6節の2 <u>軽油引取税(第70条～第80条の4)</u>	第7節 <u>自動車税(第81条～第84条の9)</u>
第7節 <u>自動車税(第81条～第84条の5)</u>	第8節・第9節 [略]
第8節・第9節 [略]	第3章 [略]
第3章 [略]	附則
附則	(納税通知書等の様式)
(納税通知書等の様式)	第5条 [略]
第5条 [略]	2 所長は、納税者又は特別徴収義務者から前項の納付書又は納入書によらない文書により徴収金(自動車税に係る徴収金を除く。)
2 所長は、納税者又は特別徴収義務者から前項の納付書又は納入書によらない文書により徴収金(自動車税に係る徴収金を除く。)	2 所長は、納税者又は特別徴収義務者から前項の納付書又は納入書によらない文書により徴収金(種別割に係る徴収金を除く。)

を納付し、又は納入したい旨の申出を受けた場合には、当該文書が同項に定める納付書又は納入書に準ずるものであるときに限り、これを同項の納付書又は納入書に代えて使用させることができる。

(徴収金の納付又は納入)

第7条 納税者又は特別徴収義務者は、徴収金を納付し、又は納入しようとするときは、納税通知書(自動車税用(口座振替用を除く。))に限る。)、納付書又は納入書によって指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により収納の事務の委託を受けた者又は県税・総務事務所の出納員に納付し、又は納入しなければならない。

(出納員の徴収金の収納)

第8条 [略]

(徴収金の還付又は充当の通知)

第16条 [略]

2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 法第125条第6項及び第126条第1項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合又は法第125条第7項(法第126条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合

(6) [略]

3 [略]

(自動車取得税に係る徴収金の徴収の嘱託等)

第20条の2 宮崎県税・総務事務所長は、自動車取得税を納付すべき者が、納期限を経過してもなお徴収金を納付しない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる所長に徴収の嘱託をするものとする。

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

(納税管理人の申告等)

第24条 法第29条第1項、第72条の9第1項、第73条の10第1項、第79条第1項、第157条第1項及び第190条第1項並びに第745条第1項において準用する第355条第1項の規定により納税管理人の申告又は申請をすべき納税義務者又は特別徴収義務者(以下この条において「納税義務者等」という。)は、納税管理人申告(申請)書(別記様式第38号)を所長に提出しなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動が生じた場合も、同様とする。

2 [略]

3 法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、第157条第2項及び第190条第2項並びに第745条第1項において準用する第355条第2項の規定により納税義務者等に係る県税の徴収の確保に支障がないことについての認定の申請をする納税義務者等は、納税管理人不設置申請書(別記様式第38号の3)を所長に提出しなければならない。

4・5 [略]

(過料処分の決定通知)

を納付し、又は納入したい旨の申出を受けた場合には、当該文書が同項に定める納付書又は納入書に準ずるものであるときに限り、これを同項の納付書又は納入書に代えて使用させることができる。

(徴収金の納付又は納入)

第7条 納税者又は特別徴収義務者は、徴収金を納付し、又は納入しようとするときは、納税通知書(自動車税種別割用(口座振替用を除く。))に限る。)、納付書又は納入書によって指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により収納の事務の委託を受けた者又は県税・総務事務所の出納員に納付し、又は納入しなければならない。

(出納員の徴収金等の収納)

第8条 [略]

2 出納員又は金銭分任出納員は、差押物件公売代金(差押財産を入札又は競り売りの方法により売却して得た代金をいう。)を収納する場合には、現金領収証書(別記様式第11号の2)によって領収することができる。

(徴収金の還付又は充当の通知)

第16条 [略]

2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 法第164条第6項及び第165条第2項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合又は法第164条第7項(法第165条第3項において準用する場合を含む。)の規定により当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合

(6) [略]

3 [略]

(環境性能割に係る徴収金の徴収の嘱託等)

第20条の2 宮崎県税・総務事務所長は、環境性能割を納付すべき者が、納期限を経過してもなお徴収金を納付しない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる所長に徴収の嘱託をするものとする。

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

(納税管理人の申告等)

第24条 法第29条第1項、第72条の9第1項、第73条の10第1項、第79条第1項、第153条第1項及び第190条第1項並びに第745条第1項において準用する第355条第1項の規定により納税管理人の申告又は申請をすべき納税義務者又は特別徴収義務者(以下この条において「納税義務者等」という。)は、納税管理人申告(申請)書(別記様式第38号)を所長に提出しなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動が生じた場合も、同様とする。

2 [略]

3 法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、第153条第2項及び第190条第2項並びに第745条第1項において準用する第355条第2項の規定により納税義務者等に係る県税の徴収の確保に支障がないことについての認定の申請をする納税義務者等は、納税管理人不設置申請書(別記様式第38号の3)を所長に提出しなければならない。

4・5 [略]

(過料処分の決定通知)

第25条 知事は、条例第21条、第35条、第39条、第42条の5、第55条の2、第64条、第69条及び第85条の4の規定によって過料を科する場合には、過料処分決定通知書(別記様式第39号)によって通知するとともに、納入通知書(別記様式第40号)によって、その発付の日から起算して10日を経過した日を納期限と定め、納入の告知をしなければならない。

(災害による自動車税及び鉦区税の減免)

第30条 条例第23条の表第7号に掲げる者に対する自動車税又は同表第8号に掲げる者に対する鉦区税の減免については、災害を受けた日以後に納期が到来する当該年度分の自動車税又は鉦区税の税額の2分の1の額を軽減する。

2 前項の規定により、自動車税又は鉦区税の軽減を受けようとする者は、災害のやんだ日から60日以内に、自動車税(鉦区税)軽減申請書(別記様式第70号)を所長に提出しなければならない。

(納税済印)

第32条の2 条例第62条の2第3項の納税済印の印影のひな形は、別記様式第72号の2による。

第6節 自動車取得税

(自動車取得税申告書等の様式)

第63条 法第123条第2項に規定する自動車取得税の修正申告書は、別記様式第172号による。

(自動車取得税の非課税対象路線)

第63条の2 条例附則第11条の規則で定める路線は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、県からその運行の用に供する車両購入に係る補助金の交付を受けて取得した一般乗合用バスを運行の用に供する路線とする。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予の申告手続)

第64条 法第125条第2項の規定により徴収猶予の申告をしようとする者は、自動車取得税徴収猶予申告書(別記様式第173号)に当該事実を証明する書類を添えて宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

(自動車取得税の納付義務の免除又は還付の手続)

第65条 法第125条第1項若しくは第6項又は法第126条第1項の規定により納付義務の免除又は還付を受けようとする者は、自動車取得税納付義務免除(還付)申請書(別記様式第174号)に当該納付義務の免除(還付)の理由に該当することを証明する書類を添えて宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

2 宮崎県税・総務事務所長は、前項の申請に対しその承認又は否認を決定した場合においては、自動車取得税納付義務免除(還付)申請に対する決定通知書(別記様式第175号)によって通知しなければならない。

(自動車取得税に係る更正又は決定の通知等)

第66条 宮崎県税・総務事務所長は、法第129条第4項の規定により自動車取得税に係る更正又は決定の通知をする場合は、自動車取得税更正(決定)通知書(別記様式第176号)によって通知しなければならない。

第25条 知事は、条例第21条、第35条、第39条、第42条の5、第63条の3、第64条、第69条及び第85条の4の規定によって過料を科する場合には、過料処分決定通知書(別記様式第39号)によって通知するとともに、納入通知書(別記様式第40号)によって、その発付の日から起算して10日を経過した日を納期限と定め、納入の告知をしなければならない。

(災害による種別割及び鉦区税の減免)

第30条 条例第23条の表第7号に掲げる者に対する種別割の減免については、その者の所有に係る自動車(法第147条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車であって、その者の使用に係るものを含む。)について、災害を受けた日の属する年度分の種別割の税額の2分の1の額を軽減する。

2 条例第23条の表第8号に掲げる者に対する鉦区税の減免については、災害を受けた日以後に納期限が到来する当該年度分の鉦区税の税額の2分の1の額を軽減する。

3 前2項の規定により、種別割又は鉦区税の軽減を受けようとする者は、災害のやんだ日から60日以内に、自動車税種別割(鉦区税)軽減申請書(別記様式第70号)を所長に提出しなければならない。

(納税済印)

第32条の2 条例第62条の3第3項の納税済印の印影のひな形は、別記様式第72号の2による。

第63条から第69条まで 削除

2 宮崎県税・総務事務所長は、法第 132条第6項の規定により自動車取得税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第 133条第5項の規定により重加算金額の決定の通知をするとき、自動車取得税更正（決定）通知書又は自動車取得税過少申告・不申告・重加算金決定通知書（別記様式第 177号）によって通知しなければならない。

（身体障害者等の範囲）

第67条 条例第55条第3号に規定する身体障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別				
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1				
聴覚障害	2級及び3級				
平衡機能障害	3級				
音声機能障害	3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。） ただし、身体障害者が取得し、又は所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のものとし、生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該身体障害者のために当該身体障害者と生計を一にする者が運転する場合（以下「生計同一者運転」という。）又は当該身体障害者（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。）のために当該身体障害者を常時介護する者が運転する場合（以下「常時介護者運転」という。）を除く。				
上肢不自由	1級、2級の1、2級の2及び2級（両上肢に障害があり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載がある者に限る。）				
下肢不自由	1級から6級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は1級、2級及び3級の1				
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は1級から3級までの各級				
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	<table border="1"> <tr> <td>上肢機能</td> <td>1級及び2級（両上肢に障害がある者に限る。）</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1級から6級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は1級から3級までの各級</td> </tr> </table>	上肢機能	1級及び2級（両上肢に障害がある者に限る。）	移動機能	1級から6級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は1級から3級までの各級
上肢機能	1級及び2級（両上肢に障害がある者に限る。）				
移動機能	1級から6級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は1級から3級までの各級				
心臓機能障害	1級及び3級				
じん臓機能障害	1級及び3級				
呼吸器機能障害	1級及び3級				
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級				
小腸機能障害	1級及び3級				

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、異なる障害区分の重複による併合障害を有する者についてはその障害の級別が1級から4級までの各級の者。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は障害の級別が1級から3級までの各級の者

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項及び第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出手術を受けた者に限る。)。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転を除く。
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

2 第55条第3号に規定する精神障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 別に定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)のうち、障がいの程度が総合判定Aのもの。ただし、療育手帳所持者が取得し、又は所有する自動車(療育手帳所持者で自ら運転しないものと生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。)を当該療育手帳所持者のために当該療育手帳所持者と生計を一にする者が運転する場合又は当該療育手帳所持者(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。)のために当該療育手帳所持者を常時介護する者が運転する場合、特別支援学校(学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいう。)への通学に利用する者については障がいの程度が総合判定A、B1及びB2の者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に

関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(自動車取得税の減免)

第68条 条例第55条第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第55条第3号の規定による自動車取得税の減免については、250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等が利用するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に要した額を加算した額に、法第119条又は法附則第12条の2の2及び第12条の2の4の規定を適用して算出した額を上限として減免する。

2 条例第55条第4号に掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める税額を減免するものとする。

(1) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものの取得 全額

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、構造上身体障害者等以外の者の利用にも併せて供するものの取得 当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造変更に要した自動車で営業用のものの取得 当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

3 前2項の規定により、自動車取得税の減免を受けようとする者は、自動車取得税申告書の提出の際に、当該申告書とあわせて自動車取得税減免申請書(別記様式第178号)を宮崎県税・総務事務所に提出しなければならない。ただし、条例第55条第3号又は第4号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者で、当該申請書を当該申告書の提出の際に提出できない特別の事情があったと認められたものは、この限りでない。

4 前項の場合において、既に自動車取得税につき条例第55条第3号に規定する減免を受けたことがある申請者は、当該申請の直前に受けた減免に係る自動車を使用及び所有していないことを証する書類を添付しなければならない。

5 宮崎県税・総務事務所長は、第3項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車取得税減免承認(否認)決定通知書(別記様式第179号)によって通知しなければならない。

(自動車取得税額の交付額の算定に用いる資料に関する報告)

第69条 市町村長は、省令第8条の26の規定により、自動車取得税額の交付額の算定に用いる道路延長及び道路面積に関する資料その他必要な資料を、別に定めるところによって知事に報告しなければならない。

第6節の2 軽油引取税

(自動車税の非課税の対象となる法人)

第81条 条例第60条第3項に規定する営利を目的としない法人で規則に定めるものは、普通地方公共団体が資本金又は基本金の全部を出資している法人及び公益財団法人宮崎県健康づくり協会とする。

(自動車税の非課税の承認申請)

第81条の2 条例第60条第1項ただし書の規定により、非課税の承認を受けようとする者は、自動車税非課税承認申請書(別記様式

第6節 軽油引取税

(種別割の非課税の対象となる法人)

第81条 条例第60条の2第2項に規定する営利を目的としない法人で規則に定めるものは、普通地方公共団体が資本金又は基本金の全部を出資している法人及び公益財団法人宮崎県健康づくり協会とする。

(種別割の非課税の承認申請)

第81条の2 条例第60条の2第1項ただし書の規定により、非課税の承認を受けようとする者は、自動車税種別割非課税承認申請書

第193号)を所長に提出しなければならない。
 2 所長は、前項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税非課税承認(否認)通知書(別記様式第194号)によって通知しなければならない。

3 [略]

第82条 削除

(自動車税報告書の様式)

第83条 [略]

(自動車税の納税証明)

第84条 所長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条第2項(同法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者から、同法第97条の2第1項に規定する書面の交付の申請があった場合においては、当該請求に係る自動車税に滞納がないとき、又は滞納の原因が天災その他やむを得ない事由によるものであるときに限り、自動車税納税証明書(別記様式第196号)を交付しなければならない。

2 所長は、当該請求に係る自動車税の税額が確定していない場合においては、前項の証明書に納付すべき税額が確定していない旨を記載して交付しなければならない。

(別記様式第193号)を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税種別割非課税承認(否認)通知書(別記様式第194号)によって通知しなければならない。

3 [略]

(環境性能割修正申告書の様式)

第82条 法第161条第2項に規定する環境性能割の修正申告書は、別記様式第195号による。

(種別割報告書の様式)

第83条 [略]

(環境性能割の非課税対象路線)

第83条の2 条例附則第11条の規則で定める路線は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、県からその運行の用に供する車両購入に係る補助金の交付を受けて取得した一般乗合用バスを運行の用に供する路線とする。(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の徴収猶予の申告手続)

第83条の3 法第164条第2項の規定により徴収猶予の申告をしようとする者は、自動車税環境性能割徴収猶予申告書(別記様式第195号の3)に当該事実を証明する書類を添えて宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

(種別割の納税証明)

第84条 所長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条第2項(同法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者から、同法第97条の2第1項に規定する書面の交付の申請があった場合においては、当該請求に係る種別割に滞納がないとき、又は滞納の原因が天災その他やむを得ない事由によるものであるときに限り、自動車税種別割納税証明書(別記様式第196号)を交付しなければならない。

2 所長は、当該請求に係る種別割の税額が確定していない場合においては、前項の証明書に納付すべき税額が確定していない旨を記載して交付しなければならない。

(身体障害者等の範囲)

第84条の2 条例第64条の2に規定する身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者手帳(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。)の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
音声機能障害	3級(喉頭摘出手術を受けた者に限る。)。ただし、身体障害者が取得し、又は所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のものと生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。)を当該身体障害者のために当該身体障害者と生

		計を一にする者が運転する場合(以下「生計同一者運転」という。)又は当該身体障害者(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。)のために当該身体障害者を常時介護する者が運転する場合(以下「常時介護者運転」という。)を除く。														
	上肢不自由	1級、2級の1、2級の2及び2級(両上肢に障害があり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載がある者に限る。)														
	下肢不自由	1級から6級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は1級、2級及び3級の1														
	体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は1級から3級までの各級														
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(両上肢に障害がある者に限る。)														
	移動機能	1級から6級までの各級。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は1級から3級までの各級														
心臓機能障害		1級及び3級														
じん臓機能障害		1級及び3級														
呼吸器機能障害		1級及び3級														
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級														
小腸機能障害		1級及び3級														
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級														
肝臓機能障害		1級から3級までの各級														
<p>(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、異なる障害区分の重複による併合障害を有する者についてはその障害の級別が1級から4級までの各級の者。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は障害の級別が1級から3級までの各級の者</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項及び第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>重度障害の程度又は障害の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>特別項症から第4項症までの各項症</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>特別項症から第4項症までの各項症</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>特別項症から第4項症までの各項症</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害</td> <td>特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出手術を受けた者に限る。)。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転を除く。</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>特別項症から第3項症までの各項症</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症。た</td> </tr> </tbody> </table>			障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出手術を受けた者に限る。)。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転を除く。	上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症。た
障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度															
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症															
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症															
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症															
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出手術を受けた者に限る。)。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転を除く。															
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症															
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症。た															

	だし、生計同一者運転又は常時介護者運転は特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症。ただし、生計同一者運転又は常時介護者運転は特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(4) 別に定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)のうち、障がいの程度が総合判定Aのもの。ただし、療育手帳所持者が取得し、又は所有する自動車(療育手帳所持者で自ら運転しないものと生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。)を当該療育手帳所持者のために当該療育手帳所持者と生計を一にする者が運転する場合又は当該療育手帳所持者(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。)のために当該療育手帳所持者を常時介護する者が運転する場合で、特別支援学校(学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいう。)への通学に利用する者については障がいの程度が総合判定A、B1及びB2の者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
(環境性能割の減免)

第84条の3 条例第64条の2及び第64条の7に規定する自動車の取得に対する環境性能割の減免については、当該環境性能割の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第64条の2の規定による環境性能割の減免については、250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等が利用するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に要した額を加算した額に、法第157条又は法附則第12条の2の12及び第12条の2の13の規定を適用して算出した額を上限として減免する。

2 条例第64条の4に規定する自動車の取得に対する環境性能割の減免については、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める税額を減免するものとする。

(1) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものの取得 全額

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、構造上身体障害者等以外の者の利用にも併せて供するものの取得 当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のものの取得 当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額

3 前2項の規定により、環境性能割の減免を受けようとする者は

(自動車税の減免の対象となる自動車)

第84条の2 条例第66条第2号に規定する公益上その他特別の事情により自動車税の減免を必要とすると認める自動車で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)～(5) [略]

(自動車税の減免)

第84条の3 条例第64条の2、第64条の3、第65条又は第66条の規定による自動車税の減免については、当該自動車税の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第64条の2の規定による自動車税の減免については、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額(自動車税の賦課期日以後に納税義務が発生した者にとってはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にとってはその消滅した月までの月割をもって計算した額に相当する額)を上限として減免する。

(1)・(2) [略]

2 条例第64条の4に規定する中古自動車販売業者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とし、同条の規定による自動車税の減免については、自動車税の年税額の12分の3に相当する額(法第150条第2項の規定により月割をもって課する自動車税の税額が当該自動車税の年税額の12分の3に満たない場合においては、月割をもって課する自動車税の税額に相当する額)を免除するものとする。

(1) 減免対象自動車を含め当該中古自動車販売業者に係る自動車税について滞納がないこと及び当該年度に係る自動車税について納期内に納付していること。

(2)・(3) [略]

3 前2項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、自動車税減免申請書(別記様式第196号の2)を、普通徴収の方法によって徴収されるものにおいては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにおいては現金により自動車税額に相当する金額を納付することによってその税金を払い込むこととされている際に所長に提出しなければならない。ただし、条例第64条の2又は第64条の3の規定により自動車税の減免を受けようとする者で、当該申請書を提出期限までに提出できない特別の事情があったと認められたものは、この限りでない。

4 前項の規定中普通徴収の方法によって徴収される自動車税に関する規定は、第1項の規定により当該年度の前年度において自動車税の減免を受けた者で当該年度の賦課期日において減免の事由に変更がないものについては、適用しない。この場合において、当該自動車税減免申請書は、前項の規定により提出されたものと

、自動車税環境性能割申告書の提出の際に、当該申告書とあわせて自動車税環境性能割減免申請書(別記様式第196号の2)を宮崎県税・総務事務所に提出しなければならない。ただし、条例第64条の2又は第64条の4の規定により環境性能割の減免を受けようとする者で、当該申請書を当該申告書の提出の際に提出できない特別の事情があったと認められたものは、この限りでない。

4 前項の場合において、既に環境性能割につき条例第64条の2に規定する減免を受けたことがある申請者は、当該申請の直前に受けた減免に係る自動車を使用及び所有していないことを証する書類を添付しなければならない。

5 宮崎県税・総務事務所長は、第3項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税環境性能割減免承認(否認)決定通知書(別記様式第196号の2の2)によって通知しなければならない。

(種別割の減免の対象となる自動車)

第84条の4 条例第66条第2号に規定する公益上その他特別の事情により種別割の減免を必要とすると認める自動車で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)～(5) [略]

(種別割の減免)

第84条の5 条例第64条の3、第64条の5、第65条又は第66条の規定による種別割の減免については、当該種別割の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第64条の3の規定による種別割の減免については、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額(種別割の賦課期日以後に納税義務が発生した者にとってはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にとってはその消滅した月までの月割をもって計算した額に相当する額)を上限として減免する。

(1)・(2) [略]

2 条例第64条の6に規定する中古自動車販売業者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とし、同条の規定による種別割の減免については、種別割の年税額の12分の3に相当する額(法第177条の10第2項の規定により月割をもって課する種別割の税額が当該種別割の年税額の12分の3に満たない場合においては、月割をもって課する種別割の税額に相当する額)を免除するものとする。

(1) 減免対象自動車を含め当該中古自動車販売業者に係る種別割について滞納がないこと及び当該年度に係る種別割について納期内に納付していること。

(2)・(3) [略]

3 前2項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、自動車税種別割減免申請書(別記様式第196号の2の3)を、普通徴収の方法によって徴収されるものにおいては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにおいては現金により種別割額に相当する金額を納付することによってその税金を払い込むこととされている際に所長に提出しなければならない。ただし、条例第64条の3又は第64条の5の規定により種別割の減免を受けようとする者で、当該申請書を提出期限までに提出できない特別の事情があったと認められたものは、この限りでない。

4 前項の規定中普通徴収の方法によって徴収される種別割に関する規定は、第1項の規定により当該年度の前年度において種別割の減免を受けた者で当該年度の賦課期日において減免の事由に変更がないものについては、適用しない。この場合において、当該自動車税種別割減免申請書は、前項の規定により提出されたもの

みなす。

- 5 所長は、第3項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税減免承認(否認)通知書(別記様式第196号の3)によって通知しなければならない。
- 6 前項の規定により減免の承認の通知を受けた者は、当該承認を受けた自動車が条例第64条の2から第66条までの規定による自動車税の減免事由に該当しなくなったときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

第84条の4 削除

(自動車税の納付義務免除の申告等)

- 第84条の5 法第11条の9第2項の規定により自動車税の納付義務の免除を受けようとする者は、同項の規定に該当することとなった日から30日以内に、自動車税納付義務免除申告書(別記様式第196号の4)に、納付義務の免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、所長に提出しなければならない。
- 2 所長は、前項の申告に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税納付義務免除承認(否認)決定通知書(別記様式第196号の5)によって通知しなければならない。

第8節 鉦区税

とみなす。

- 5 所長は、第3項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税種別割減免承認(否認)通知書(別記様式第196号の3)によって通知しなければならない。
- 6 前項の規定により減免の承認の通知を受けた者は、当該承認を受けた自動車が条例第64条の3、第64条の5、第64条の6、第65条又は第66条の規定による種別割の減免事由に該当しなくなったときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

(環境性能割の納付義務の免除又は還付の手続)

第84条の6 法第164条第1項若しくは第6項又は法第165条第1項若しくは第2項の規定により納付義務の免除又は還付を受けようとする者は、自動車税環境性能割納付義務免除(還付)申請書(別記様式第196号の3の2)に当該納付義務の免除(還付)の理由に該当することを証明する書類を添えて宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

2 宮崎県税・総務事務所長は、前項の申請に対しその承認又は否認を決定した場合においては、自動車税環境性能割納付義務免除(還付)申請に対する決定通知書(別記様式第196号の3の3)によって通知しなければならない。

(種別割の納付義務免除の申告等)

- 第84条の7 法第11条の9第2項の規定により種別割の納付義務の免除を受けようとする者は、同項の規定に該当することとなった日から30日以内に、自動車税種別割納付義務免除申告書(別記様式第196号の4)に、納付義務の免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、所長に提出しなければならない。
- 2 所長は、前項の申告に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税種別割納付義務免除承認(否認)決定通知書(別記様式第196号の5)によって通知しなければならない。

(環境性能割に係る更正又は決定の通知等)

第84条の8 宮崎県税・総務事務所長は、法第168条第4項の規定により環境性能割に係る更正又は決定の通知をする場合は、自動車税環境性能割更正(決定)通知書(別記様式第196号の6)によって通知しなければならない。

2 宮崎県税・総務事務所長は、法第171条第6項の規定により環境性能割に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第172条第5項の規定により重加算金額の決定の通知をするときは、自動車税環境性能割更正(決定)通知書又は自動車税環境性能割過少申告・不申告・重加算金決定通知書(別記様式第196号の7)によって通知しなければならない。

(環境性能割額の交付額の算定に用いる資料に関する報告)

第84条の9 市町村長は、省令第9条の14の規定により、環境性能割額の交付額の算定に用いる道路延長及び道路面積に関する資料その他必要な資料を、別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

第8節 鉦区税

別記様式第5号(その1の2)中

納税者
住所
氏名

を

納税者
氏名

に改める。

別記様式第5号(その2の2)中

「
納税者
住 所
氏 名
」

を

「
納税者
氏 名
」

に改める。

別記様式第5号(その3)中「自動車税納税通知書(領収証書)」を「自動車税種別割納税通知書(領収証書)」に、

「
自 動 車 税
」

を

「
自動車税種別割
」

に、

「自動車税納税証明書・継続検査(車検)用」を「自動車税種別割納税証明書・継

続検査(車検)用」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式(納税通知書裏面)中「第145条」を「第146条」に改める。

別記様式第5号(その3の2)中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に、

「
自動車税
」

を

「
自動車税
種別割
」

に、

「第145条」を「第146条」に、

「
自動車税
」

を

「
自動車税
種別割
」

に、

「
年度自動車税
」

を

「
年度
自動車税
種別割
」

に、

「
年度自動車税
」

を

「
年度
自動車税
種別割
」

に改める。

別記様式第5号(その3の3)を次のように改める。

様式第5号(その3の3)(第5条関係)

自動車税種別割納税通知書			
年 度	年 度	登 録 番 号	
税 目	自動車税種別割	税 額	円
事 務 所	県税・総務事務所	納 期 限	
備 考			
納付場所	裏面記載の場所		
<p>上記の税額を下の納付書により納めてください。 なお、納期限までに完納されないときは、延滞金が加算されます。 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">宮崎県 県税・総務事務所長 印</p>			
◎ 宮崎県 領収済通知書 県税		◎ 納付書(原符)	
口座番号	加入者名	県税・総務事務所納税課	口座番号
[]		加入者名	県税・総務事務所納税課
年 度	年 度	事 務 所	県税・総務事務所
税 目	自動車税種別割	税 目	自動車税種別割
登録番号	登録番号	登録番号	登録番号
実績年月	実績年月	実績年月	実績年月
課税区分	課税区分	課税区分	課税区分
納税者氏名	納税者氏名	納税者氏名	納税者氏名
税額・加算金	税額・加算金	延滞金	延滞金
合計	合計	合計	合計
納期限	納期限	納期限	納期限
領収日付印		領収日付印	
(取主とめ店→加入者(宮崎県・コンビニ本部控))		(金融機関・受付局・コンビニ店舗控)	
		◎ 領収証書	
口座番号	加入者名	県税・総務事務所納税課	口座番号
年 度	年 度	事 務 所	県税・総務事務所
税 目	自動車税種別割	登録番号	登録番号
実績年月	実績年月	課税区分	課税区分
納税者氏名	納税者氏名	納税者氏名	納税者氏名
税 額	税 額	延滞金	延滞金
合計	合計	合計	合計
納期限	納期限	納期限	納期限
領収日付印		領収日付印	
(納税者(お客様)控)		(収入印紙不要)	
		◎ 領収証書	
		登録番号	
		車台番号(下7桁)	
		有効期限	
		領収日付印	
		(納税者(お客様)控)	

(裏)
(ご注意)

- 1 納付場所
宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、県指定のコンビニエンスストア又は県税・総務事務所
- 2 課税の根拠
この税は、地方税法第146条及び宮崎県税条例第2条の規定により賦課されたものです。
- 3 滞納処分
納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を行います。
- 4 不服申立て等
 - (1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
 - (2) 処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第5号(その4)中「自動車税納税通知書(口座振替用)」を「自動車税種別割納税通知書(口座振替用)」に、「 年度自動車税」を「 年度自動車税種別割」に、「(口座引き落としされた自動車税については振替済通知書兼納税証明書を後日送付します。)」を「また、口座振替済通知書兼納税証明書については、現在、車検時に自動車税種別割納税証明書の提示を省略できるため、送付をとりやめました。」に、「自動車税納税通知明細書」を「自動車税種別割納税通知明細書」に改め、同様式(明細書の裏面)中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第145条」を「第146条」に改める。

別記様式第6号(その2)中
「納税者住所氏名」を「納税者氏名」に改める。

別記様式第7号(その2)中
「〒 領収証書 殿」を「 領収証書 殿」に改める。

別記様式第7号(その3)中
「自動車税」を「自動車税種別割」に、
「年度自動車税」を「年度自動車税種別割」に、
「年度自動車税」を「年度自動車税種別割」に改める。

別記様式第7号(その4)中
「納税者住所氏名」を「納税者氏名」に改める。

別記様式第8号(その2)中
「〒 領収証書 殿」を「 領収証書 殿」に改める。

別記様式第9号(その2)中
「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記様式第11号中
「納税者住(居)所(所在地)・氏名(名称)」を「様」

「納税者氏名(名称)」を「様」に、

納税者住(居)所(所在地)・氏名(名称)

を

納税者氏名(名称)

に、

法人県民税 ・ 法人事業税及び地方法人特別税
個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 自動車税
() 税 ・ 歳入歳出外現金

を

法人県民税 ・ 法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税
個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 自動車税
() 税 ・ 歳入歳出外現金

に改める。

別記様式第11号の次に次の1様式を加える。

様式第11号の2 (第8条関係)

(差押物件公売代金用)

現金領収証書 (原符)

様

	円
--	---

売却区分番号 _____ 番 品名 _____

の差押物件公売代金として上記金額を領収しました。

年 月 日

宮崎県 県税・総務事務所	
出 納 員 金銭分任出納員	印

現金領収証書

様

	円
--	---

売却区分番号 _____ 番 品名 _____

の差押物件公売代金として上記金額を領収しました。

年 月 日

宮崎県 県税・総務事務所	
出 納 員 金銭分任出納員	印

領 収 印

別記様式第13号(その2)中「税額等変更通知書(自動車税)」を「税額等変更通知書(自動車税種別割)」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記様式第23号及び別記様式第24号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割」に改める。

別記様式第36号(その1)中

自動車 取得税	を	自動車 税環境 性能割
------------	---	-------------------

に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。

別記様式第37号中

<input type="checkbox"/> 法人事業税及び 地方法人特別税	を	<input type="checkbox"/> 法人事業税及び特 別法人事業税又は 地方法人特別税
---	---	--

に、

「自動車税」を「自動車税種別割」に、

「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記様式第64号(その1)中

課 税 客 体 法人県民税、法人事業税及び 地方法人特別税、個人事業 税、不動産取得税、自動車税 及び鉾区税に限る	を	課 税 客 体 法人県民税、法人事業税及び 特別法人事業税又は 地方法人事業税、個人事業 税、不動産取得税、自動車税 種別割並びに鉾区税に限る
---	---	--

に改める。

別記様式第68号中「場合には」を「場合は」に改める。

別記様式第70号中「自動車税(鉾区税)軽減申請書」を「自動車税種別割(鉾区税)軽減申請書」に、「第30条第2項」を「第30条第3項」に改める。

別記様式第125号中「様式第125号(第43条関係)」を「様式第125号(その1)(第43条関係)」に改める。

別記様式第125号(その1)の次に次の2様式を加える。

様式第125号(その2)(第43条関係)

入 札 書

※開札時職員記入欄

落札・同額()

無効(番号違 ____・氏名・重複・¥訂正・¥以下)

入札者	ふりがな	
	氏名	
	住所	受付簿のとおり

次のとおり入札します。

売却区分番号	品名	入札価額											
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	
	物件一覧表のとおり												

※売却区分番号は下記にも記入してください。

(注)

- 1 入札書は売却区分番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
- 2 字体は鮮明に、ボールペン等で書いてください。
- 3 氏名にふりがなを付けてください。
- 4 売却区分番号を記入してください。
- 5 入札価額の前には「¥」を記入してください。
- 6 書き間違えた場合には、新たな入札書をお使いください。
- 7 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 8 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

売却区分番号

様式第125号(その3) (第43条関係)

入札書



入札者	ふりがな	
	氏名	
	住所	受付簿のとおり

次のとおり入札します。

売却区分番号	品名	入札価額											
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	
	物件一覧表のとおり												

※売却区分番号は下記にも記入してください。



(注)

- 1 入札書は売却区分番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
- 2 字体は鮮明に、ボールペン等で書いてください。
- 3 氏名にふりがなを付けてください。
- 4 売却区分番号を記入してください。
- 5 入札価額の前には「¥」を記入してください。
- 6 書き間違えた場合には、新たな入札書をお使いください。
- 7 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 8 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

売却区分番号

別記様式第 145号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税」に、

「法人県民税・事業税、地方法人特別税の更正・決定理由」

を

「法人県民税・事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税の更正・決定理由」に、

「既に納付した税額」

を

「既に納付の確定した税額」に、

「既に納付した事業税額」

を

「既に納付の確定した事業税額」に、

「地方法人特別税」

を

「特別法人事業税又は地方法人特別税」に、

「地方法人特別税既確定額」

を

「特別法人事業税又は地方法人特別税既確定額」に改める。

別記様式第 148号の3中

「6・9・12月 $A \times 1 / 4$
3月 Aから6・9・12月の交付額を控除した額」

を

「 $A \times 1 / 4$ 」に、

「5 配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る控除額のうち、所得割から控除できずに市町村が還付又は充当した額」

を

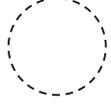
「5 配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る控除額のうち、所得割から控除できずに市町村が県民税相当額を還付又は充当した額」

に改める。

別記様式第 156号(その6)を次のように改める。

様式第156号(その6)

付 不動産取得税減額(還付)申請書

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住(居)所 (所在地)				
		氏 名 (名 称)	(印)			
地方税法附則第11条の4第4項(第5項)・第6項(第7項)の規定に該当しますので、下記の不動産取得税の減額(還付)をしてください。 なお、別紙証明書を添付します。						
下記の取得した 不動産に係る不 動産取得税	年 度 年 度	納税通知書番号 第 号	税 額 円	減額(還付)申請額 円		
取得した土地	所 在	地番	地目	地積 m ²	取得年月日 ・ ・	固定資産課 税台帳価格 円
	取得年月日 ・ ・	種 類 専用住宅 併用住宅 その他 ()	床 面 積 (m ²)	新築年月日 ・ ・		
取 得 し た 住 宅	家屋の取得価格 円	下記のいずれかの証明(該当するものに☑)の取得年月日				
		<input type="checkbox"/> 耐震基準適合証明書 <input type="checkbox"/> 住宅性能評価書の写し(耐震等級が1、2又は3であるものに ^{かし} 限る。) <input type="checkbox"/> 既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類				・ ・
	改修工事の総額 円	改修工事の内容及び工事代金の内訳				
		・	(円)			
	・	(円)				
	・	(円)				
個人への住宅の譲渡年月日 ・ ・			譲渡を受けた個人の居住開始年月日 ・ ・			
個人に対する譲渡の対価の額						
参考事項						

※ 増築した場合は、増築後の床面積を床面積欄の()内に記入すること。

別記様式第161号の7中「場合には」を「場合は」に改める。

別記様式第167号の2中

「
<障害者であることを証明する書類(提示)>

身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者福祉手帳
戦傷病者手帳 その他()

を

「
<障害者であることを証明する書類(提示)>

身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
戦傷病者手帳 その他()

に改める。

別記様式第172号から第179号までを次のように改める。

別記様式第172号から第179号まで 削除

別記様式第193号中「自動車税非課税承認申請書」を「自動車税種別割非課税承認申請書」に、「第60条第1項ただし書」を「第60条の2第1項ただし書」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に、

「
宮崎県税条例第60条第1項第

3
号該当(非該当)
4

を

「
宮崎県税条例第60条の2第1

項第3
号該当(非該当)
4

に改める。

別記様式第194号中「自動車税非課税承認(否認)通知書」を「自動車税種別割非課税承認(否認)通知書」に、「自動車税非課税承認」を「自動車税種別割非課税承認」に改める。

別記様式第195号を次のように改める。

様式第195号 (第82条関係)

受印 宮崎県宮崎環境性能割修正申告書 宮崎県宮崎県税・総務事務所長 殿		登録年月日		年 月 日		登録番号		宮崎	
		納付の日		年 月 日		納税(金)		納付(金)	
申告区分		修正申告額 ①		既に申告した額 ②		差引増減額 ③		延滞金 ④	
課税標準額(取得価額) 又は通常取引価格		円		円		円		円	
自動車税環境性能割額		円		円		円		円	
納税者(取得者)		住(居)所(所在地)		氏名(名称)		申告事由		※誤表示確認印	
譲渡者		定置場所		書類の送達場所		※ 収納印表示欄		※誤表示確認印	
車名及び種類		型式		種別		用途		車番号	
区分		取得年月日・原因		類別区分番号		備考		受付番号	
<input type="checkbox"/> 家用 <input type="checkbox"/> 営業用		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	

(注意) 1 納期限の翌日から納付の日まで、期間に応じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付してください。
 2 不明の点は、宮崎県宮崎県税・総務事務所にお問い合わせください。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第195号の2の次に次の1様式を加える。

様式第195号の3 (第83条の3関係)

付 自動車税環境性能割徴収猶予申告書

受 印 宮崎県宮崎県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 告 者	住(居)所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表 者の氏名)		
		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	⑩	
下記の譲渡担保財産は、債権の消滅により6か月以内に譲渡担保財産の設定者に 移転することを約定しておりますので、譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割は、 地方税法第164条第1項の規定の適用を受けることとなりますから、当該規定の適用 を受ける日までの期間については徴収を猶予してください。 地方税法第164条第2項の規定によって別紙証明書を添えて申告します。				
譲渡担保財産の取得に係る自動車税環境性能割		徴収猶予申告額		
年 度	税 額	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 円 </div>		
年 度	円			
譲 渡 担 保 財 産	車 名			
	型 式			
	登 録 番 号			
	種 別			
	譲 渡 担 保 権 設 定 年 月 日	年 月 日		
	譲 渡 担 保 権 消 滅 予 定 年 月 日	年 月 日		
譲渡担保財産 の 設 定 者	住(居)所(所在地) 氏 名(名 称)			
備 考				

別記様式第196号の2(その1)中「(第84条の3関係)」を「(第84条の5関係)」に改め、同様式(表)中「年度自動車税減免(取消)申請書」を「年度自動車税種別割減免(取消)申請書」に、「第64条の2」を「第64条の3」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第84条の3第3項」を「第84条の5第3項」に、

「

生年	昭平	年	月	日
月日	明大			

」を「

生年		年	月	日
月日				

」に、

「

昭・平	年	月	日
-----	---	---	---

」を「

年	月	日
---	---	---

」に、「

平	年	月	日
---	---	---	---

」を「

年	月	日
---	---	---

」に、

「療育手帳」を「療育手帳」に、

「

自動車	税
-----	---

」を「

自動車	税	種別	割
-----	---	----	---

」に改め、同様式(裏)中「自動車税減免申請理由証明(願)書」を「自動車税種別割減免申請理由証明(願)書」

に、「自動車税等に係る常時介護証明書」を「自動車税種別割等に係る常時介護証明書」に、「自動車税減免申請理由証明書」を「自動車税種別割減免申請理由証明書」に改め、同様式を別記様式第196号の2の3(その1)とする。

別記様式第196号の2(その2)中「(第84条の3関係)」を「(第84条の5関係)」に、「年度自動車税減免申請書」を「年度自動車税種別割減免申請書」に、「第64条の3」を「第64条の5」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第84条の3第3項」を「第84条の5第3項」に改め、同様式を別記様式第196号の2の3(その2)とする。

別記様式第196号の2(その2の2)中「(第84条の3関係)」を「(第84条の5関係)」に、「年度自動車税減免申請書」を「年度自動車税種別割減免申請書」に、「第64条の4」を「第64条の6」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第84条の3第3項」を「第84条の5第3項」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式を別記様式第196号の2の3(その2の2)とする。

別記様式第196号の2(その3)中「(第84条の3関係)」を「(第84条の5関係)」に、「年度自動車税減免申請書」を「年度自動車税種別割減免申請書」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第84条の3第3項」を「第84条の5第3項」に改め、同様式を別記様式第196号の2の3(その3)とする。

別記様式第196号の2(その3の2)中「(第84条の3関係)」を「(第84条の5関係)」に、「年度自動車税減免申請書」を「年度自動車税種別割減免申請書」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第84条の3第3項」を「第84条の5第3項」に改め、同様式を別記様式第196号の2の3(その3の2)とする。

別記様式第196号の2(その4)中「(第84条の2関係)」を「(第84条の4関係)」に、「自動車税減免申請書(過疎バス関係)」を「自動車税種別割減免申請書(過疎バス関係)」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第84条の3第3項」を「第84条の5第3項」に改め、同様式裏面中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式を別記様式第196号の2の3(その4)とする。

別記様式第196号中「自動車税納税証明書(車検用)」を「自動車税種別割納税証明書(車検用)」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第196号の2(その1)(第84条の3関係)

(表)

身体障がい者等用

年度 自動車税環境性能割減免申請書

宮崎県 宮崎県税・総務事務所長 殿 年 月 日		申請者		住(居)所					
		フリガナ氏名(名称)		フリガナ氏名		電話 ()			
宮崎県税条例第64条の2・第64条の7の規定により自動車税環境性能割の減免を受けたいので、宮崎県税条例施行規則第84条の3第3項の規定により下記のとおり申請します。									
減免申請対象自動車(ア)	登録番号			□別添自動車検査証写しのとおり					
	宮崎			所有者	住(居)所				
				フリガナ氏名	フリガナ氏名				
	用途及び目的	1 通院 2 通学(通所) 3 生業等		使用者	住(居)所				
			フリガナ氏名	フリガナ氏名					
身体障がい者(イ)	□別添手帳写しのとおり						生年月日	年 月 日	
	住(居)所		フリガナ氏名		年齢		歳		
(イ)(ア)のために	□別添免許証写しのとおり						(イ)との関係		
	住(居)所		フリガナ氏名		1 本人 2 生計同一者(続柄) 3 常時介護者				
手帳の内容	□別添手帳写しのとおり						□別添免許証写しのとおり		
	番号		交付年月日		番号		交付年月日		
	□身体障害者手帳		障がい名		有効期限		年月日		
	□戦傷病者手帳		障がい等級		免許の種類				
	□療育手帳		総合判定		□A □B1 □B2		免許の条件等		
□精神障害者保健福祉手帳		障がい等級		1級					
※処理欄	課税額		減免額		減免後の税額		処理日付	確認印	備考
	円		円		円				
自動車税環境性能割		円×税率 %		円×税率 %					

◎記入される前に、裏面をお読みください。

(裏)

(注意)

- 1 公的医療機関の場合は、「減免申請対象自動車(ア)」欄まで記入してください。
- 2 処理欄は、記入しないでください。

(記入要領)

- 1 「減免申請対象自動車(ア)」欄の「所有者」は、所有権留保(販売会社名義)となっているときは、社名だけを記入してください。
- 2 「(イ)のために(ア)を運転する者」欄の「(イ)との関係」が「2 生計同一者」のときは、続柄を()に記入してください。(例えば「長男」、「父」など)
- 3 下記(申請時に必要な書類等)に掲げる1~3の書類の写しを添付する場合は、太線枠の欄(「申請者」、「登録番号」、「用途及び使用目的」、「年齢」及び「(イ)との関係」並びに身体障がい者等の氏名及び運転者の氏名のフリガナ)のみの記入とすることができます。

(申請時に必要な書類等)

減免申請に際しては、次の書類等が必要です。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 身体障害者手帳等(原本) |
| 2 | 運転免許証(両面コピー可) |
| 3 | 自動車検査証(原本) |
| 4 | 自動車税環境性能割減免申請理由証明(願)書(生計同一者運転のみ) |
| 5 | 自動車税種別割等に係る常時介護証明書(常時介護者運転のみ) |
| 6 | 印鑑 |

(その他)

- 1 自動車税環境性能割減免申請理由証明書又は常時介護証明書は、福祉事務所長等が交付しますが、証明書の申請には住民票が必要な場合があります。
- 2 障がいの内容によって減免の対象となる障がい等級が異なりますのでご注意ください。
- 3 この申請書の記入にあたってご不明な点がありましたら、最寄りの県税・総務事務所におたずねください。

様式第196号の2 (その2) (第84条の3関係)

付 自動車税環境性能割減免申請書

受 印		宮崎県宮崎県税・総務事務所長 殿		申請者	住(居)所 (所在地)	(電話番号)
年 月 日				氏 名 (名称)	㊟	
宮崎県税条例第64条の4の規定により自動車税環境性能割の減免を受けたいので、宮崎県税条例施行規則第84条の3第3項の規定により下記のとおり申請します。						
減 免 申 請 対 象	登録番号	車名	型式	種別	自家用・営業用の別	
	用途及び使用目的					
構造 変 更	構 造	変 更 部 分	設置した装置等	変 更 目 的		
自動車 の 区 分	ア 構造上専ら身体障がい者等の利用に供するもの イ 構造上身体障がい者等及び身体障がい者等以外の者の利用に併せて供するもの ウ 専ら身体障がい者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のもの					
申告自動車税環境性能割額					円	
減 免 額	自動車の区分	自動車税環境性能割の減免額				
	アに該当する自動車	自動車税環境性能割の全額				円
	イに該当する自動車	身体障がい者等の利用に供するための構造変更に要した金額に自動車税環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額 $() \text{円} \times \frac{()}{100}$				円
	ウに該当する自動車	身体障がい者等が運転するための構造変更に要した金額に自動車税環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額 $() \text{円} \times \frac{()}{100}$				円
差引き納付すべき自動車税環境性能割額					円	
備考						
※確認				※確認者	㊟	

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

様式第196号の2の2 (第84条の3関係)

自動車税環境性能割減免承認(否認)決定通知書	
	年 月 日
住(居)所 (所在地) 氏 名 殿 (名 称)	宮崎県宮崎県税・総務事務所長 印
年 月 日付けで提出された自動車税環境性能割減免申請については、下記の {とお承認します。 }理由で承認できません。	
自 動 車 の 種 別	
登 録 番 号	
減 免 す る 税 額	円
(承認した場合注意 承認できない理由 事項)	
注 意	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第196号の3中「(第84条の3関係)」を「(第84条の5関係)」に、「自動車税減免承認(否認)通知書」を「自動車税種別減免承認(否認)通知書」に、「自動車税減免申請」を「自動車税種別減免申請」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第196号の3の2 (第84条の6関係)

付 自動車税環境性能割納付義務免除(還付)申請書

受 印		宮崎県宮崎県税・総務事務所長 殿		申 請 者	住(居)所 (所在地)	
年 月 日					氏 名 (名称及び代表者の氏名)	⑩
					個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	
<p>地方税法第164条第 項・第165条第 項の規定に該当しますので、下記の自動車に係る自動車税環境性能割の納付義務免除(還付)をしてください。</p>						
下記の自動車の取得に係る自動車税環境性能割					納付義務免除(還付)申請額	
年 度	税 額	円				
年 度	円					
取得した自動車	車 名					
	型 式					
	登 録 番 号					
	種 別					
譲渡担保財産又は自動車の取得年月日					年 月 日	
債権消滅により譲渡担保財産を移転又は自動車販売業者に返還した年月日					年 月 日	
還付を受けるべき税額の計算					参考事項	
当 初 税 額①	円					
減額となるべき税額②	円					
納付すべき税額 (①-②)③	円					
納付した税額④	円					
還付すべき税額 (④-③)⑤	円					

様式第196号の3の3 (第84条の6関係)

自動車税環境性能割納付義務免除(還付)申請に対する決定通知書				
				年 月 日
住(居)所(所在地)				
氏 名(名 称) 殿				
宮崎県宮崎県税・総務事務所長 印				
年 月 日付けで提出のあった納付義務免除(還付)の申請については、				
{ 下記のとおり免除(還付)します。 { 下記の理由により認められません。				
取得した自動車	車 名	型 式	登 録 番 号	種 別
納付義務免除(還付)する税額			円	
理 由				
注 意	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

別記様式第196号の4中「(第84条の5関係)」を「(第84条の7関係)」に、「自動車税納付義務免除申告書」を「自動車税種別割納付義務免除申告書」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記様式第196号の5中「(第84条の5関係)」を「(第84条の7関係)」に、「自動車税納付義務免除承認(否認)決定通知書」を「自動車税種別割納付義務免除承認(否認)決定通知書」に、「自動車税納付義務免除申告」を「自動車税種別割納付義務免除申告」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第196号の6 (第84条の8関係)

自動車税環境性能割 更正 決定 通知書						
住(居)所(所在地)						第 号
氏 名(名称)						殿
取得した自動車	登録番号	車名	型式	種別	用途	
	定置場					
課税標準額	更正・決定額	円	加算金の計算	期間	申告書提出期限	・ ・
	申告・修正申告額				申告書提出年月日	・ ・
	差引額				修正申告書提出年月日	・ ・
税額	更正・決定額(ア)		加算金額	過少申告	() × %	円
	申告・修正申告額(イ)			不申告	(イ) × %	
	差引額(ウ)			重	() × %	
加算金額(エ)						
計 ((ウ) + (エ))						
延滞金	法律により計算した金額					円
納付場所	宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 宮崎県宮崎県税・総務事務所					
更正・決定の理由						
<p>上記のとおり更正(決定)したので通知します。 なお、この通知書による不足税額等は、別紙納付書によって 年 月 日 までに納めてください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 宮崎県宮崎県税・総務事務所長 印</p>						
注 意	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>					

様式第196号の7 (第84条の8関係)

過少申告 自動車税環境性能割不申告加算金決定通知書 重								
住(居)所(所在地) 氏名(名称)		殿						
取得した自動車	登録番号	車名	型式	種別	用途			
	定置場							
加算金の対象となる税額等	課税標準額	期限後・修正申告額	円	申告書提出期限		・ ・		
		期限内申告額		申告書提出年月日		・ ・		
		差引額		修正申告書提出年月日		・ ・		
	税額	期限後・修正申告額		加算金額	過少申告	()× %		
		期限内申告額			不申告	通常	()× %	
		差引額			加算	()× %		
			重		()× %			
納付期限		年 月 日						
過少申告 不申告加算金決定の事由 重		期限後申告に対する地方税法第171条第6項・第172条第5項の規定による加算金の決定						
<p>過少申告 上記の事由により不申告加算金の決定をいたしましたので、地方税法第171条第6項・第172条第5項の規定によって通知します。</p> <p>過少申告 なお、この不申告加算金額は、別紙納付書によって納付期限までに宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は宮崎県税・総務事務所で納付してください。</p> <p>年 月 日 宮崎県宮崎県税・総務事務所長 ㊟</p>								
注 意	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>							

別記様式第225号(その3)中「場合には」を「場合は」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 2 令和元年10月1日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 3 改正後の宮崎県税条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 4 改正後の規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
(用紙に関する経過措置)
- 5 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第367号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示(平成16年宮崎県告示第21号)の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。

令和元年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]			[略]		
株式会社ゆうちょ銀行	[略]	県の公金の収納事務(県税及び地方 法人特別税 に係る徴収金並びに宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計に係る貸付金の償還金の収納並びに県営住宅家賃、県営住宅駐車場使用料及び宮崎県育英資金特別会計に係る貸付金の償還金の自動払込みの方法による収納に限る。)	株式会社ゆうちょ銀行	[略]	県の公金の収納事務(県税、 <u>地方法人特別税、特別法人事業税</u> 及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金並びに宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計に係る貸付金の償還金の収納並びに県営住宅家賃、県営住宅駐車場使用料及び宮崎県育英資金特別会計に係る貸付金の償還金の自動払込みの方法による収納に限る。)

宮崎県告示第368号

証明手数料徴収規則別表6県税等に関する証明の項単位の欄の別に定める1件の計算の基準(平成20年宮崎県告示第727号)の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。

令和元年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(1) 地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第6条の21第1項第1号及び第2号に掲げる事項(未納の額のないことを除く。)の証明は、税目(法人の事業税及び地方 法人特別税 は同一の税目とする。)、会計年度(法人等の県民税、法人の事業税及び地方 法人特別税 にあっては各事業年度とし、個人の事業税にあってはその所得の生じた年とする。)又は課税	(1) 地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第6条の21第1項第1号及び第2号に掲げる事項(未納の額のないことを除く。)の証明は、税目(法人の事業税及び地方 法人特別税 <u>又は特別法人事業税</u> は同一の税目とする。)、会計年度(法人等の県民税、法人の事業税及び地方 法人特別税 <u>又は特別法人事業税</u> にあっては各事業年度とし、個人の事業税にあっては

客体(不動産取得税、自動車税及び鉾区税に限る。)が異なるごとに1件とする。

その所得の生じた年とする。)又は課税客体(不動産取得税、自動車税の種別割(令和元年9月30日までに納税義務が発生した者に課する自動車税を含む。)及び鉾区税に限る。)が異なるごとに1件とする。

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和元年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第2号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後							
別表第3(その1)(第4条関係)						別表第3(その1)(第4条関係)							
本庁各課特定専決事項						本庁各課特定専決事項							
課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項		課長 補佐 特 定 専 決 事 項	課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項		課長 補佐 特 定 専 決 事 項
[略]						[略]							
農村 整備 課			[略]						[略]	<u>1 農業用ため池の管理及び保全 に関する法律(平成31年法律第 17号)による次の事務</u> <u>(1) 第15条第1項の規定によ る市町村長に施設管理権を設 定すべき旨の裁定に関するこ と。</u> <u>(2) 第17条第3項の規定によ る施設管理権の存続期間の延 長についての裁定に関するこ と。</u>			
[略]						[略]							
建築 住宅 課		[略]		1～6 [略]	7 建築基準法(昭和25年法律第201号)による次の事務 (1) 第48条第1項から第14項 までの各項のただし書の規定 による建築の許可(同条第15 項ただし書の場合に限る。) に関する事。 (2)～(15) [略]		建築 住宅 課		[略]		1～6 [略]	7 建築基準法(昭和25年法律第201号)による次の事務 (1) 第48条第1項から第14項 までの各項のただし書の規定 による建築の許可(同条第16 項第1号に該当する場合に限 る。)に関する事。 (2)～(15) [略]	
[略]						[略]							

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和元年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第3号

本 庁
各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程(平成19年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
所属機関	駐在場所	担当区域	担当事務	所属機関	駐在場所	担当区域	担当事務
[略]				[略]			
宮崎県税 ・総務事 務所	[略]		1 証紙徴収の 方法によって 徴収する自動 車税及び自動 車取得税に関 すること。 2 県税の収納 及び納税証明 に関すること 。	宮崎県税 ・総務事 務所	[略]		1 証紙徴収の 方法によって 徴収する自動 車税(地方税 法等の一部を 改正する等の 法律(平成28 年法律第13号)による改正 前の地方税法 (昭和25年法 律第226号) 第2章第8節 に規定する自 動車税をいう 。)、自動車 税の種別割、 自動車取得税 、自動車税の 環境性能割及 び軽自動車税 の環境性能割 に関すること 。 2 県税、地方 法人特別税、 特別法人事業 税及び軽自動 車税の環境性 能割の収納に 関すること。 3 県税、地方 法人特別税及 び特別法人事 業税の納税証 明に関するこ と。
[略]				[略]			

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

